

議会改革検討委員会の活動の考え方

1 目的

本市議会における「政策の立案及び提言の強化」、「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」、及び「市民に分かりやすい議会」を確立するため、本市議会の諸課題について、広範かつ詳細な調査検討を行う「議会改革検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 委員

検討委員会の委員は、別紙名簿のとおりとする。

3 設置期間

検討委員会の設置期間は、令和3年11月30日から協議終了までとする。

（最長で令和4年10月末を目途）

4 所管事項

検討委員会は、広く議会の意見を取りまとめ、以下の事項について議長に答申及び提言を行う。

（1）調査検討事項

ア 議長から諮問された事項

イ その他議会改革を推進するために必要な事項

5 実効性の確保

検討委員会は、議長への答申及び提言を行うに当たり、できるだけ具体的な方策を明示するとともに、各種調整を経ることにより、答申事項の実効性の確保に努めるものとする。

6 作業スケジュール

検討委員会の作業スケジュールは、別途調整するものとする。

7 調査検討事項の委任

調査検討事項の具体的実施方法については、必要に応じ各委員会等へ委任することができるものとする。

8 調査検討事項の取りまとめ

令和4年10月末までに、議長に対し最終答申を含む取りまとめ結果を報告するものとする。ただし、速やかに実施すべきもの、予算措置が必要なものなどについては、必要に応じて議長あて中間答申を行うものとする。